

## 5. UPZ圏内における対応

### <対応のポイント>

1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始するため、住民の屋内退避が実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、概ね1週間以内に一時移転できる体制が必要。

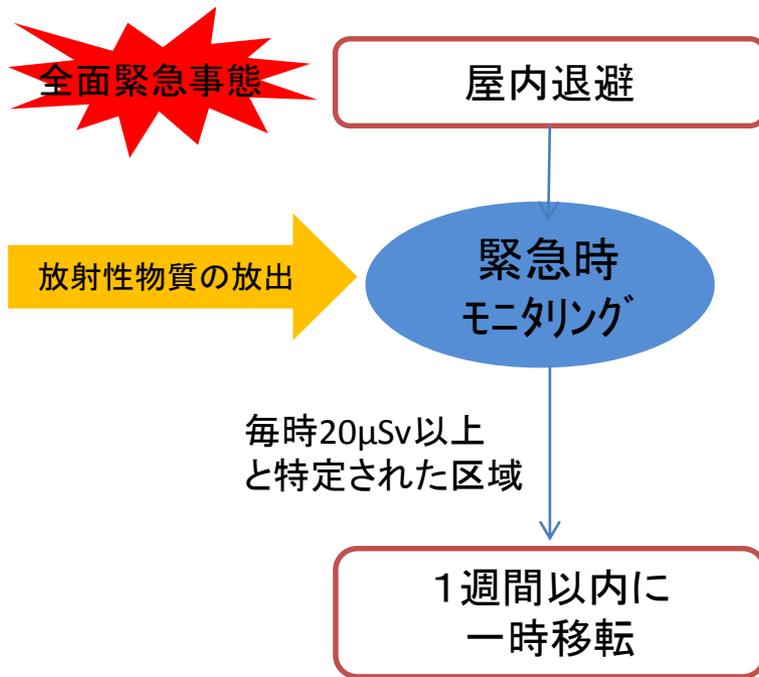
※ UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施

# UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上となる区域を1日以内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により概ね1週間以内に一時移転を実施する。



## UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



※ 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 以上となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

# UPZ圏内住民の一時移転等

- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、スクリーニングの実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ圏内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。

県名	市町名	府県内避難先		府県外避難先	
福井県	高浜町	敦賀市		兵庫県	宝塚市、三田市、猪名川町
	若狭町	越前町			丹波市、小野市、加東市
	小浜市	鯖江市、越前市			豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町
	おおい町	敦賀市			伊丹市、川西市
京都府		南方向	西方向		
	舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市	※府外避難先と同一	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、淡路市
				徳島県	鳴門市、松茂町、北島町
	福知山市	福知山市内	福知山市内	兵庫県	上郡町
	綾部市	福知山市、亀岡市	福知山市		相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町
	宮津市	長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市	福知山市、京丹後市、与謝野町		明石市、加古川市、高砂市
	南丹市	南丹市内	南丹市内		洲本市、南あわじ市
	京丹波町	京丹波町内	京丹波町内		芦屋市
伊根町	精華町	京丹後市	稲美町、播磨町		

# 一時移転等に備えた関係者の対応

- 全面緊急事態までに、福井県、京都府、滋賀県、関西広域連合及び全ての関係市町は、災害対策本部を設置。
- 関係市町は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 福井県及び京都府内のバス会社は、緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、福井県及び京都府又は関係市町の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。



# 福井県におけるUPZ圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 福井県では、高浜原発から半径5～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(33施設1,477人)については、PAZ圏内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県が受入先を調整。

## UPZ圏内施設と避難先

施設区分		避難元施設		避難先施設	
		施設数	入所定員 <sup>※1</sup>	受入れ施設数	受入れ可能人数
医療機関(病院・有床診療所)		6	599	8	599
社会福祉施設	介護保健施設等	15	684	44	684
	障害福祉サービス事業所等	12	194	13	194
	小計	27	878	57	878
合計		33	1,477	65	1,477

※1 医療機関については、入所定員と実入所者数に大きく隔たりがあるため、実入所者数を記載

※2 福井県のUPZ圏内には児童養護施設なし

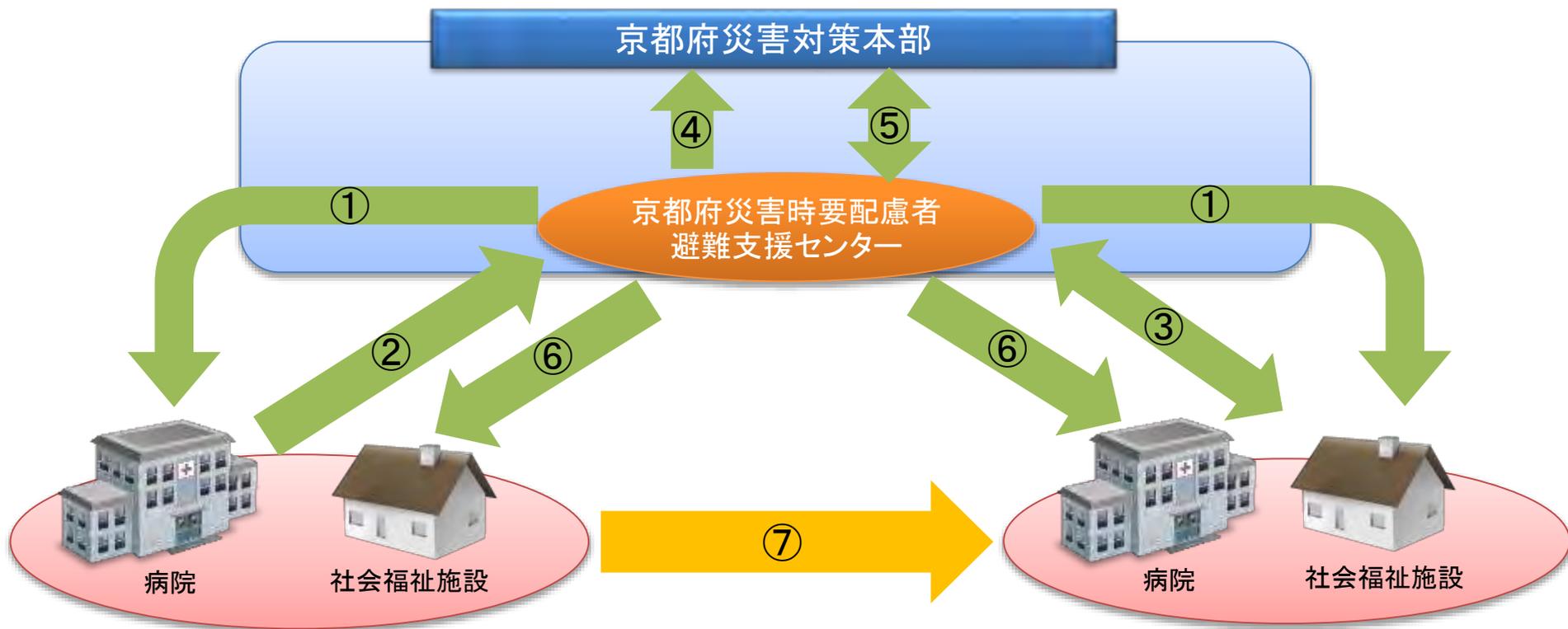
- ▶ 京都府では、高浜原発から半径5～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(79施設3,360人)については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。

5～30km圏内			30km圏外		
施設区分	施設数	入所者数	受入候補施設数	受入可能人数	
医療機関(病院・有床診療所)	15	1,067	32	約1,740	
社会福祉施設	介護保健施設等	44	1,832	135	約1,640
	障害福祉サービス事業所等	17	341	22	約330
	児童養護施設等	3	120	9	約130
	小計	64	2,293	166	約2,120
合計	79	3,360	198	約3,860	

受入先調整  
(京都府災害時要配慮者  
避難支援センター)

※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約190人については医療機関へ搬送

➤ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を実施。

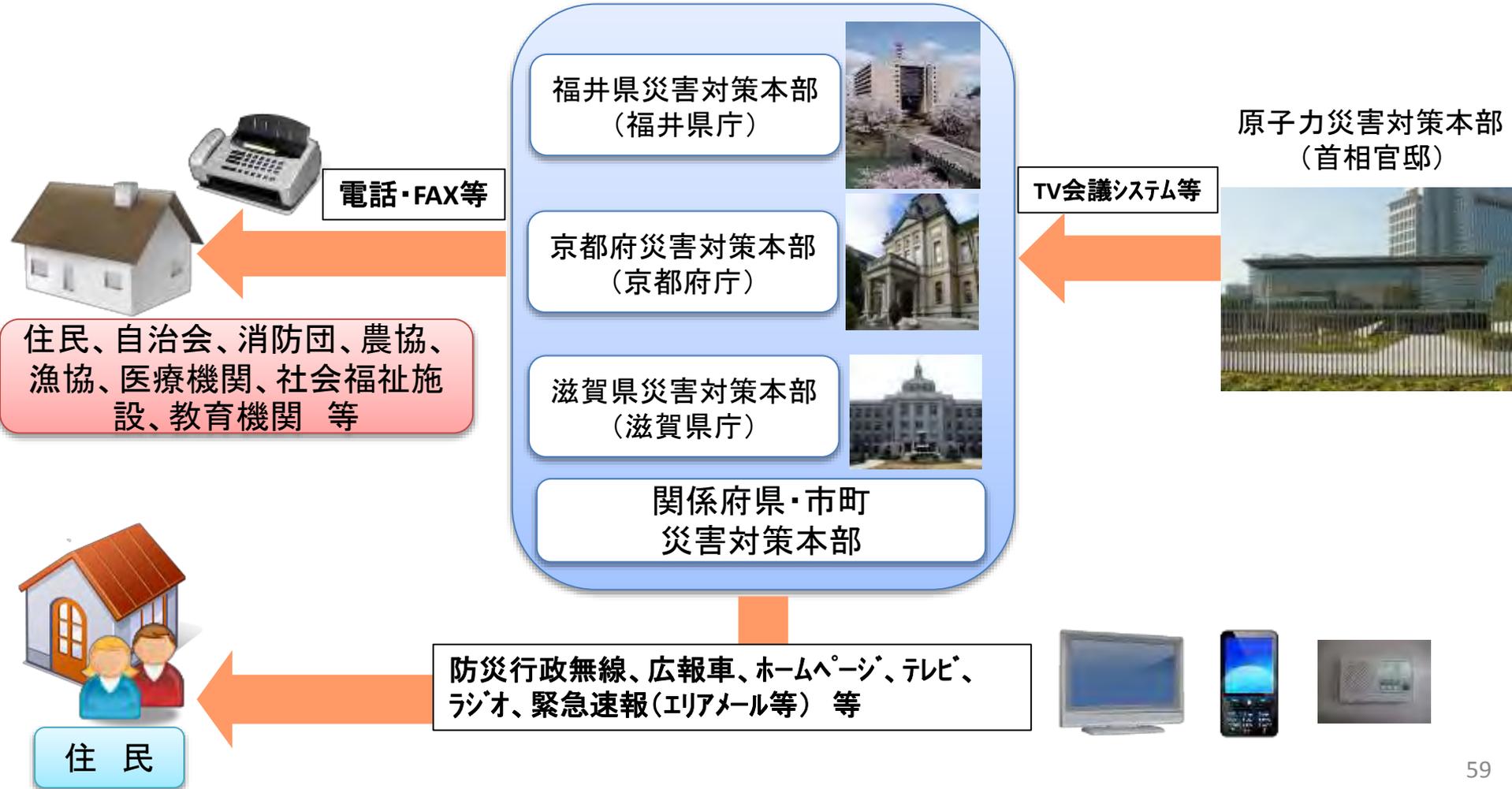


マッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターから京都府災害対策本部へ、必要な輸送手段の確保を依頼
- ⑤: センターと京都府災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

# 一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、TV会議システムを用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報(エリアメール等)、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ圏内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 全面緊急事態（屋内退避措置）となった場合、学校原子力災害対策本部等では、あらかじめ作成するマニュアルに従って行動する。
- 関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応（屋内退避）及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）する。

